

施策名【地域間交流・国際交流】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
7.ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり	2.地域の力が生きる交流と連携のまちづくり	1.地域間交流・国際交流	(1)	交流人口・関係人口・定住人口の創出	7211-1	1	移住交流推進事業	通常	1	佐久市Uターン就業・創業移住支援事業補助金	移住交流推進課	移住推進係	
									2	佐久市移住促進住宅取得費等補助金	移住交流推進課	移住推進係	
									3	佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金	移住交流推進課	移住推進係	
									4	佐久市移住検討者滞在費補助金	移住交流推進課	移住推進係	
					7211-2	2	友好都市等交流事業	通常		移住交流推進課	交流推進係		
					7211-3	3	シティプロモーション事業	通常		広報広聴課	広報係		
			(2)	国際性豊かな人材育成	7212-1	4	国際交流事業	通常		移住交流推進課	交流推進係		
			(3)	在住する外国人が暮らしやすいまちづくり	7213-1	5	外国人定住支援事業	通常		移住交流推進課	交流推進係		

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金		
事務事業名称	移住交流推進事業	事務事業コード	7211-1
所管	企画	部	移住交流推進 課 移住推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和元年度(経過年数 5年)	終期設定	(有)・無	終期 令和6年度
目的	県内企業等の担い手不足解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、東京圏等からの移住者に対し、支援金を交付する。国及び県の終期は、令和6年度までの見込み。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、愛知県及び大阪府に通算5年以上在住し就学・就労していた者が、移住先での就業条件(長野県が開設するマッチングサイトに掲載された企業の求人による就業等)を満たし、かつ佐久市に移住した場合、2人以上世帯100万円、単身世帯60万円、18歳未満の子ども1人につき30万円加算(転入日が令和5年4月1日以降の場合は100万円加算)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	当該補助金を利用し佐久市に移住した世帯数を目標値とし設定する。		目標値 30世帯
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数		28件	29件	
決算額(予算額)		29,900,000円	46,100,000円	45,200,000円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	19,975,000円	32,700,000円	28,250,000円
	一般財源	9,925,000円	13,400,000円	16,950,000円
指標	目標値 (単位)	10世帯	30世帯	30世帯
	実績値 (単位)	28世帯	29世帯	
	達成率	280.0%	96.7%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	これまでの補助金利用者からのヒアリングでは、多くは補助金が無くて佐久市を選んだと回答していることから、必要性・有効性については引き続き経過を見る必要がある。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・国県等連携補助金であり、国及び県の終期は、令和6年度までの見込みとなっていることから、国及び県の動向を踏まえた対応が必要である。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市移住促進住宅取得費等補助金		
事務事業名称	移住交流推進事業	事務事業コード	7211-1
所管	企画	部	移住交流推進 課 移住推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市移住促進住宅取得費等補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 30 年度(経過年数 6 年)	終期設定	(有)・無)	終期 令和 4 年度	
目的	本市への移住を促進するため、移住する者の住宅の取得等に要する経費に対して補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助率1/2で、新築の場合限度額40万円、中古住宅購入の場合限度額20万円。加算として中学生以下の子ども1人につき10万円、空き家バンク登録物件の場合20万円、中古住宅改修限度額10万円。新幹線通勤定期券購入費最長3年間、最高90万円。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)					
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
交付件数	57 件	25 件	-	
決算額(予算額)	25,611,000 円	11,506,000 円	2,700,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	25,611,000 円	11,506,000 円	2,700,000 円
指標	目標値 (単位)	40 世帯	-	-
	実績値 (単位)	57 世帯	-	-
	達成率	142.5 %	-	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	-	左記の理由、課題等	住宅新築又は購入及び購入中古住宅改修への補助制度は終了しているため。(交付決定を受けた者又はその世帯員への最長3年の新幹線通勤定期購入補助のみ対象期間が残っている。)
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	・令和4年度をもって要綱を廃止した。 ・経過措置として、令和4年度中に新築等の補助金の交付決定を受けた者で令和5年度中に建物が完成する者、令和4年度までに新築等の補助金の交付決定を受けた者で、交付決定後36ヵ月以内に新幹線定期券を購入した者、中古住宅の取得補助金の交付決定を受けた者で取得契約から1年以内に改修工事をした者に対する補助金を継続するとしている。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	×
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	×
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	×
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金		
事務事業名称	移住交流推進事業	事務事業コード	7211-1
所管	企画	部	移住交流推進 課 移住推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	令和 2 年度(経過年数 4 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 4 年度	
目的	本市への移住及び二地域居住を促進するため、本市においてリモートワークを実践する者に対して支援金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	リモートワーク実践者に対し支度金として5万円、新幹線乗車券購入費最長3年間、最高90万円(補助率1/2)、シェアオフィス等利用費最長3年間、最高18万円、移住した場合は新佐久市民応援金10万円と中学生以下の子がいる場合、子1人につき10万円。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)					
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		59 件	27 件	-
決算額(予算額)		13,212,000 円	1,957,000 円	2,300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	12,300,000 円	0 円	0 円
	一般財源	912,000 円	1,957,000 円	2,300,000 円
指標	目標値 (単位)	22 世帯	-	-
	実績値 (単位)	59 世帯	-	-
	達成率	268.2 %	-	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	-	左記の理由、課題等	支度金及び新佐久市民応援金交付制度は終了しているため。(交付決定を受けた者への最長3年の新幹線乗車券等購入費支援金及びシェアオフィス等利用支援金のみ対象期間が残っている。)
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度をもって要綱を廃止した。 ・経過措置として、令和4年度までに支援金の交付決定を受けた者で、交付決定後36カ月以内に新幹線乗車券等購入又はシェアオフィス等を利用した者に対する支援金を継続するとしている。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	×
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	×
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	×
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市移住検討者滞在費補助金		
事務事業名称	移住交流推進事業	事務事業コード	7211-1
所管	企画	部	移住交流推進 課 移住推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市移住検討者滞在費補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和 3 年度(経過年数 3 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 8 年度
目的	本市への移住及び二地域居住を検討している方に対して、佐久市に訪れて移住や二地域居住の準備を進めるための費用(宿泊費や交通費など)を補助する			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	移住検討のための佐久市での活動費に対して、いずれも原則最大6日分(宿泊は5泊分)を補助(レンタカー:上限¥3,000(最大1/2)、新幹線:上限¥10,000(最大1/2)/最大4人、高速バス:上限¥5,000(最大1/2)/最大4人、高速道路:上限¥10,000(最大1/2)、タクシー:上限¥3,000(最大1/2)、宿泊費:上限¥4,000(最大1/2)/最大4人、一時保育:上限¥2,000(最大1/2)/最大3人			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	当該補助金を利用し佐久市を訪れた移住検討世帯数(延べ)を目標値とし設定する。		目標値 160世帯
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	136 件	161 件	
決算額(予算額)	2,298,944 円	2,527,265 円	3,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	2,200,000 円	0 円
	一般財源	98,944 円	2,527,265 円
指標	目標値 (単位)	120 世帯	160 世帯
	実績値 (単位)	136 世帯	161 世帯
	達成率	113.3 %	101.3 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を上回っており、引き続き多くの移住検討者の支援を行うことができた。 ・令和5年度本補助金利用者125世帯(重複なし)の内、35世帯が実際に移住した(令和6年4月12日時点)。今後も補助利用者の追跡調査を実施し有効性を検証する。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和5年度からは、補助対象項目を一部見直しを行うなかで、前年度を上回る利用実績となっていることから、現行どおりとし、引き続き移住促進を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--